

資料編

構成

- 1 区内清掃・リサイクル施設の状況
- 2 総排出量・総ごみ量・資源回収量・リサイクル率の将来予測
- 3 用語解説
- 4 荒川区清掃審議会答申
- 5 荒川区清掃審議会審議経過
- 6 荒川区清掃審議会委員名簿

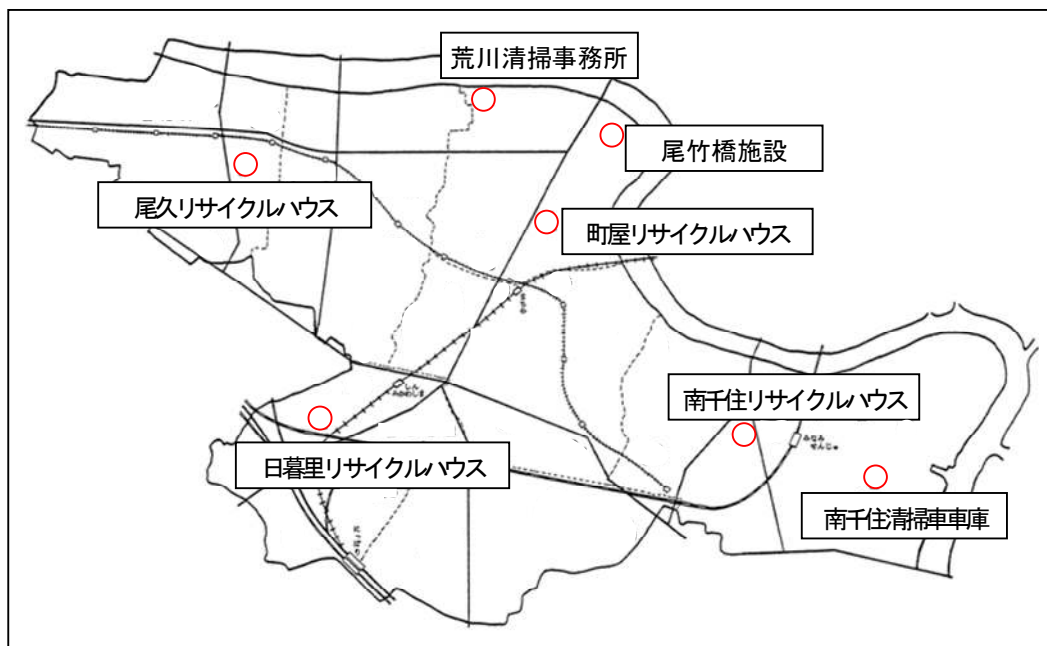
資料1 区内清掃・リサイクル施設の状況

【収集・運搬関連施設】

| | | |
|-------|-------------------------|----------------------|
| 施設名 | 荒川清掃事務所 | 南千住清掃車庫 |
| 所在地 | 町屋 5-19-1 | 南千住 4-1-8 |
| 開設年月日 | 昭和 22 年 4 月 | 平成 12 年 4 月 |
| 事業内容 | 収集作業全般に係る作業を行う | 直営清掃車の管理を行う |
| 敷地面積 | 1,854.83 m ² | 1,900 m ² |
| 延床面積 | 1,818.60 m ² | 1,118 m ² |

【リサイクル関連施設一覧】

| | | | | | |
|------|-------------------------|---|--|----------------------|----------------------|
| 施設名 | 尾竹橋施設 | 日暮里 リサイクルハウス | 町屋 リサイクルハウス | 南千住 リサイクルハウス | 尾久 リサイクルハウス |
| 所在地 | 町屋 7-16-21 | 西日暮里 6-40-8 | 町屋 1-9-16 | 南千住 5-39-20 | 西尾久 2-28-14 |
| 設置年月 | 昭和 28 年 3 月 | 平成 6 年 3 月 | 平成 6 年 3 月 | 平成 10 年 3 月 | 平成 9 年 11 月 |
| 事業内容 | 家具のリサイクル 会場、倉庫 | リサイクル推進団体が集団回収によって回収した資源を、回収業者が引き取りに来るまでの間、一時的に保管する施設 | | | |
| 敷地面積 | 3,235.85 m ² | 135.30 m ² | 一本松グリーン スポット (250.86 m ²)内 | 300 m ² | 60 m ² |
| 延床面積 | 553.91 m ² | 62.37 m ² | 20.98 m ² | 38.22 m ² | 41.40 m ² |

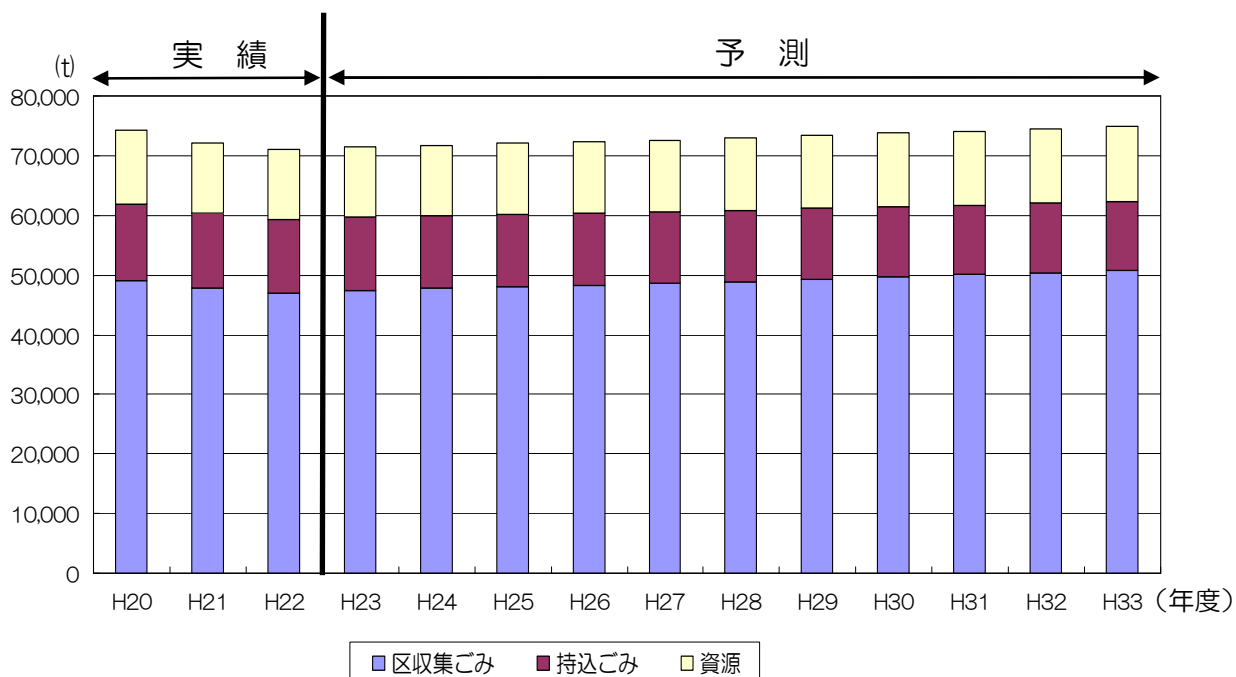


資料2 総排出量・総ごみ量・資源回収量・リサイクル率の将来予測
 (新たな対策をせずに、現状のまま推移すると仮定した場合)

○総排出量の将来予測

総ごみ量と資源回収量を合計した総排出量は、平成 22 年度実績で 71,015 t となっています。このまま推移したと仮定すると、平成 28 年度では 72,936 t、平成 33 年度で 74,920 t となると予測されます。

◆総排出量の将来予測図◆



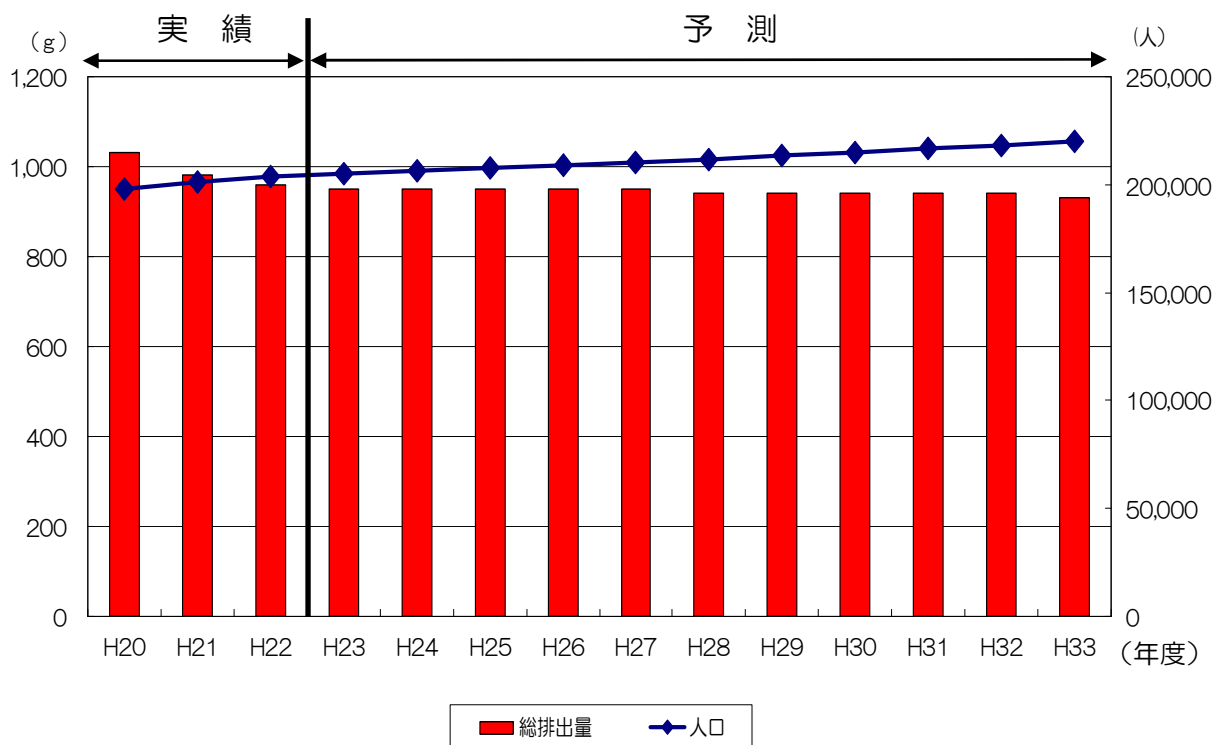
(単位：t／年)

| 年度 | 総ごみ量 | | | 資源回収量 | 総排出量 |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 区収集ごみ | 持込ごみ | 計 | | |
| 実績 | 20 | 49,022 | 12,915 | 61,937 | 74,149 |
| | 21 | 47,699 | 12,582 | 60,281 | 72,197 |
| | 22 | 47,031 | 12,343 | 59,374 | 71,015 |
| 予測 | 23 | 47,389 | 12,273 | 59,662 | 71,389 |
| | 24 | 47,693 | 12,203 | 59,896 | 71,699 |
| | 25 | 47,997 | 12,133 | 60,130 | 72,008 |
| | 26 | 48,301 | 12,062 | 60,363 | 72,317 |
| | 27 | 48,606 | 11,992 | 60,598 | 72,626 |
| | 28 | 48,910 | 11,922 | 60,832 | 72,936 |
| | 29 | 49,284 | 11,852 | 61,136 | 73,333 |
| | 30 | 49,658 | 11,782 | 61,440 | 73,729 |
| | 31 | 50,033 | 11,712 | 61,745 | 74,127 |
| | 32 | 50,407 | 11,642 | 62,049 | 74,523 |
| | 33 | 50,781 | 11,572 | 62,353 | 74,920 |

○総排出量（1人1日当たり）の将来予測

平成22年度の総排出量を1人1日当たりに換算すると960gとなっており、このまま推移したと仮定すると、平成28年度では940g、平成33年度で930gとなると予測されます。

◆総排出量（1人1日当たり）の将来予測図◆



(単位：g/人・日)

| 年度 | 人口 (人) | 総排出量 |
|----|--------|-------|
| 実績 | 20 | 1,030 |
| | 21 | 980 |
| | 22 | 960 |
| 予測 | 23 | 950 |
| | 24 | 950 |
| | 25 | 950 |
| | 26 | 950 |
| | 27 | 950 |
| | 28 | 940 |
| | 29 | 940 |
| | 30 | 940 |
| | 31 | 940 |
| | 32 | 940 |
| | 33 | 930 |

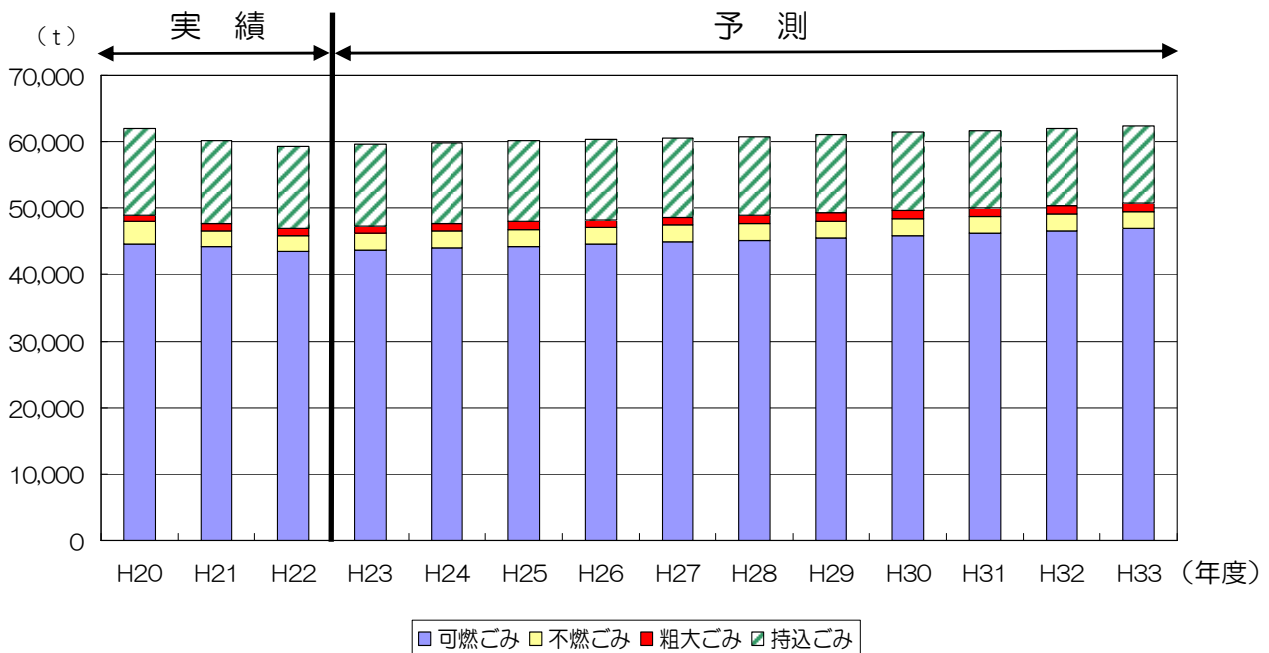
※20～23年度の人口は住民基本台帳、外国人登録（各年4月1日現在）から、24年度以降はコーホート要因法の推計による。

○総ごみ量の将来予測

総ごみ量（区収集ごみ（可燃・不燃・粗大）、持込ごみ）、の合計は、平成22年度実績で59,374 tとなっており、このまま推移したと仮定すると、平成28年度では60,831 t、平成33年度で62,353 tとなると予測されます。

区収集ごみについては、人口が緩やかな増化傾向にあることから、ほぼ横ばいながらも微増で推移すると予測されます。持込ごみについては、過去5年の都内経済成長率の状況から減少傾向で推移すると予測されます。

◆総ごみ量の将来予測図◆



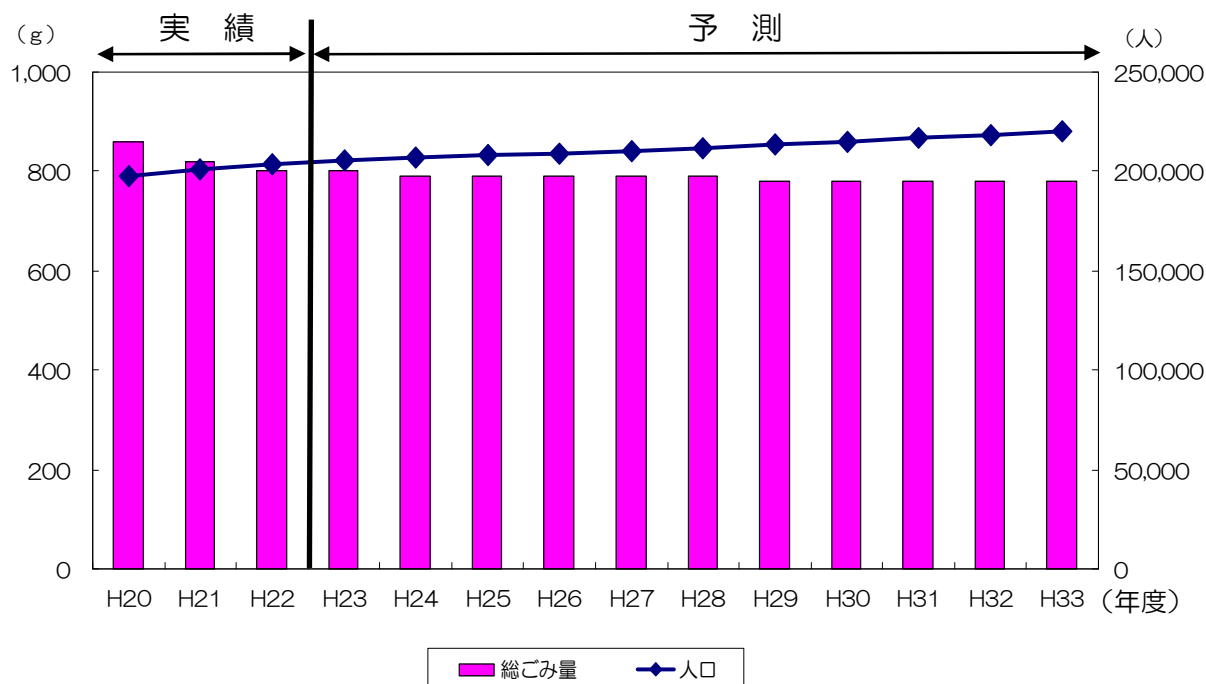
(単位：t／年)

| 年度 | 区収集ごみ | | | 持込ごみ | 総ごみ量 | |
|----|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | | | |
| 実績 | 20 | 44,586 | 3,458 | 978 | 12,915 | 61,937 |
| | 21 | 44,267 | 2,404 | 1,028 | 12,582 | 60,281 |
| | 22 | 43,440 | 2,485 | 1,106 | 12,343 | 59,374 |
| 予測 | 23 | 43,771 | 2,504 | 1,114 | 12,273 | 59,662 |
| | 24 | 44,052 | 2,520 | 1,122 | 12,203 | 59,896 |
| | 25 | 44,332 | 2,536 | 1,129 | 12,133 | 60,130 |
| | 26 | 44,613 | 2,552 | 1,136 | 12,062 | 60,363 |
| | 27 | 44,894 | 2,568 | 1,143 | 11,992 | 60,598 |
| | 28 | 45,175 | 2,584 | 1,150 | 11,922 | 60,832 |
| | 29 | 45,521 | 2,604 | 1,159 | 11,852 | 61,136 |
| | 30 | 45,867 | 2,624 | 1,168 | 11,782 | 61,440 |
| | 31 | 46,213 | 2,644 | 1,177 | 11,712 | 61,745 |
| | 32 | 46,558 | 2,663 | 1,185 | 11,642 | 62,049 |
| | 33 | 46,904 | 2,683 | 1,194 | 11,572 | 62,353 |

○総ごみ量（1人1日当たり）の将来予測

平成22年度の総ごみ量を1人1日当たりに換算すると860gとなっており、このまま推移したと仮定すると、平成28年度では790g、平成33年度で780gとなると予測されます。

◆総ごみ量（1人1日当たり）の将来予測図◆



(単位：g/人・日)

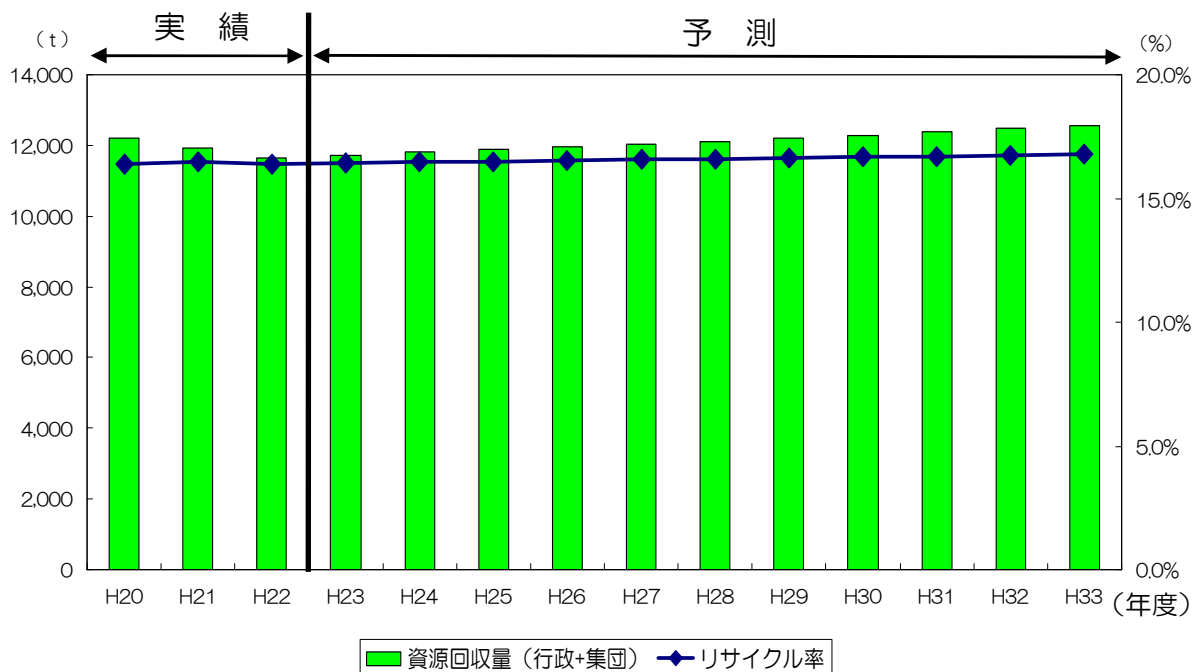
| 年度 | | 人口 (人) | 総ごみ量 |
|----|----|---------|------|
| 実績 | 20 | 197,716 | 860 |
| | 21 | 201,080 | 820 |
| | 22 | 203,713 | 800 |
| 予測 | 23 | 205,263 | 800 |
| | 24 | 206,581 | 790 |
| | 25 | 207,898 | 790 |
| | 26 | 209,216 | 790 |
| | 27 | 210,533 | 790 |
| | 28 | 211,851 | 790 |
| | 29 | 213,472 | 780 |
| | 30 | 215,093 | 780 |
| | 31 | 216,715 | 780 |
| | 32 | 218,336 | 780 |
| | 33 | 219,957 | 780 |

※20～23年度の人口は住民基本台帳、外国人登録（各年4月1日現在）から、24年度以降はコーホート要因法の推計による。

○リサイクル率と資源回収量の将来予測

平成 22 年度の資源回収量は 11,641 t、リサイクル率は 16.4%となっています。1人1日当たりの資源回収量がこのまま推移したと仮定すると、資源回収量は平成 28 年度では 12,104 t、平成 33 年度で 12,567 t、リサイクル率は平成 28 年度では 16.6%、平成 33 年度で 16.8%となることが予測されます。

◆リサイクル率と資源回収量の将来予測図◆



(単位 資源回収量：t/年 リサイクル率：%)

| 年度 | | 資源回収量 | リサイクル率 |
|----|----|--------|--------|
| 実績 | 20 | 12,212 | 16.4% |
| | 21 | 11,916 | 16.5% |
| | 22 | 11,641 | 16.4% |
| 予測 | 23 | 11,728 | 16.4% |
| | 24 | 11,803 | 16.5% |
| | 25 | 11,878 | 16.5% |
| | 26 | 11,953 | 16.5% |
| | 27 | 12,029 | 16.6% |
| | 28 | 12,104 | 16.6% |
| | 29 | 12,197 | 16.6% |
| | 30 | 12,289 | 16.7% |
| | 31 | 12,382 | 16.7% |
| | 32 | 12,474 | 16.7% |
| | 33 | 12,567 | 16.8% |

資料3 用語解説

あ行

一般廃棄物 (P1)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分類している。一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。具体的には主に家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、し尿や事業所から排出される産業廃棄物（法令でその事業者が処理することを義務付けられている燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・ゴムくずなどの20品目）以外の廃棄物である。

一般廃棄物処理基本計画 (P1)

廃棄物処理法第6条では、「市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（発生量及び処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項等）を定めなければならない」と規定されている。

か行

紙製容器包装類 (P17)

古紙としてリサイクルできる紙類のうち、雑誌や新聞・段ボール・アルミ不使用の飲料用紙容器（牛乳パックなど）を除いたもの。詳しくはP42「トピックス リサイクル可能な紙類（紙製容器包装類）の分別」を参照

コーホート要因法 (P60)

将来推計人口における推計方法の一つで、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法

さ行

再使用（リユース） (P36)

いったん使用された製品や容器等を捨てずに再び使うこと。又は製品の一部を部品やその他の製品の一部として使用すること。

再生利用（リサイクル） (P1)

廃棄物となったものの全部又は一部を、もう一度資源として生かして使うこと。例えば、古紙など資源回収に出したり、再生品を使ったりすること。

3R（スリーアール） (P1)

循環型社会形成推進基本法（平成12年）では、循環型社会の実現に向けた、市民・事業者・行政の三者が協力して、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方を表すもの。発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の頭文字をとって、3Rとしている。

サーマルリサイクル (P1)

廃プラスチック等を焼却させることにより発生する熱エネルギーを回収する方法。熱回収ともいう。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用する。

集団回収モデル事業（P10）

資源の回収に関し、町会が主体となった自主的な集団回収を区が支援する仕組みのこと。これに伴い、当該地域における資源の行政回収を停止した。

循環型社会形成推進基本計画（P1）

平成15年3月に策定。循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの

食品リサイクル法（P32）

正式名称は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。趣旨は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する。

た行

中間処理（P3）

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎や選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らしたり再資源化を行うことで、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

東京二十三区清掃一部事務組合（P3）

23区が、都区制度改革の一環である清掃事業の移管に際し、平成12年4月1日に、可燃・不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道の投入について共同処理を行うために設立した特別地方公共団体。清掃一組とも略される。

な行

生ごみ処理機（P35）

食品残さなどの生ごみを減量したり、堆肥化する機器のこと。処理槽内で微生物によって生ごみを分解するものや、電気による温風等で生ごみを乾燥させ大幅に減量させるものなどがある。

は行

廃棄物管理責任者（P33）

多量排出事業者から発生する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者を選任し、減量化、資源化及び適正処理に関する業務の担当者をいう。荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第52条では、「事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物）の所有者は、再利用を促進する等により、事業系一般廃棄物の減量を始め、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務」が規定されている。

廃棄物処理法（P 2）

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律。廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生など）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを規定している。

排出事業者責任（P 53）

廃棄物処理法第3条に規定される、「事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」こと。自己処理責任ともいう。

発生抑制（リデュース）（P 17）

ごみになるものを作らない、売らない、買わないなどによりごみの発生そのものを抑制すること。リユース、リサイクルよりも優先される考え方

ふれあい指導（P 41）

ごみの排出ルールなどが守られない問題のある集積所について、その地域の区民の方と話し合いながら、ごみの適正な排出の推進や集積所の美化などに取り組む適正なごみの出し方の指導のこと。

ま行

マイバッグ（P 35）

買い物の時に、レジ袋等を使う代わりに買ったものを入れる、環境にやさしいバッグのこと。

や行

容器包装リサイクル法（P 54）

正式名称は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。容リ法とも略される。家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された。

熔融スラグ（P 3）

ごみを焼却した後に発生した焼却灰等の灰を、1, 200度以上の高温で熔融し、急速に冷却してガラス状にしたもの。熔融処理をすることで、容積が灰の2分の1となる。また、ダイオキシン類も分解されており、建設資材や路盤財等として有効に利用できる。

ら行

レアメタル（P 39）

「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要であるもの。例えば、家電等に含まれるニッケルや電池等に含まれるコバルトなどがある。

荒川区一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する
基本的な考え方について
(答申)

～コミュニティのつながりを生かした荒川区らしい
循環型地域社会づくりを目指して～

平成23年12月

荒川区清掃審議会

はじめに

荒川区では、平成12年度に清掃事業が東京都から23区に移管されることを踏まえ、平成12年3月に「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）等に取り組んできました。

その後、国等の動向、社会経済情勢の変化、清掃事業の課題等に対応するため、平成19年10月に計画の改定がなされました。

平成23年度には、現行計画の計画期間が終了することから、荒川区では、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指した計画の新たな策定を予定しています。

計画の新たな策定に当たり、平成22年7月に荒川区から荒川区清掃審議会に対して、「荒川区一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する基本的な考え方について」が諮問され、審議会ではこれを受けて検討を行ってまいりました。

諮問において審議を求められた事項は、以下の二つです。

- (1) 更なる3Rの推進
- (2) 適正処理の徹底

「大量生産・大量消費・大量廃棄」への問題意識は、便利で快適な暮らしを求める中で、私達は忘れかけていたのではないのでしょうか。地球温暖化や世界的な資源制約を背景に、低炭素社会の実現に向けた更なる環境問題への取組が求められている中で、平成23年3月11日に起きた未曾有の大震災は、甚大な被害とともに、私達に対してエネルギーや資源の有限性という課題を改めて投げ掛けました。

今こそ、私達は、将来世代に対する責務として、持続可能で豊かな社会の実現に向け、「最適生産・最適消費・最少廃棄」へと転換を果たし、地域資源の徹底活用による地域づくりに取り組む「質の高い循環型社会」を目指すことが求められます。

| | | |
|------------|---|---------------|
| 第1章 | 計画の新たな策定について | 70 ページ |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 70 ページ |
| 第2節 | 計画の位置付け | 70 ページ |
| 第3節 | 計画の期間 | 70 ページ |
| 第2章 | 現状と課題 | 71 ページ |
| 第1節 | 現状 | 71 ページ |
| 第2節 | 課題 | 71 ページ |
| 第3章 | 基本理念・基本方針、計画の目標 | 72 ページ |
| 第1節 | 基本理念 | 72 ページ |
| 第2節 | 基本方針 | 73 ページ |
| 第3節 | 重点施策 | 74 ページ |
| 第4節 | 計画の目標 | 74 ページ |
| 第4章 | 循環型社会の実現に向けた具体的な施策 | 76 ページ |
| | 基本方針1 環境区民による協働の推進 | 76 ページ |
| | 施策① きめ細やかな普及啓発 | 78 ページ |
| | 施策② 分かりやすさに重点をおいた情報発信 (荒川区の現状についての「見える化」の推進) | 79 ページ |
| | 施策③ 未来につながる環境教育・環境学習 | 80 ページ |
| | 基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進 | 80 ページ |
| | 施策① できる限りごみを発生させない生活への転換 (リデュース(発生抑制)の更なる推進) | 80 ページ |
| | 施策② ものを大切に長く使うことへの価値観の形成 (リユース(再使用)の更なる推進) | 81 ページ |
| | 施策③ できる限りごみを排出しないための仕組みづくり (リサイクルの更なる推進) | 82 ページ |
| | 基本方針3 適正処理の推進 | 83 ページ |
| | 施策① 効率的で環境にもやさしいごみ収集・運搬体制の推進 | 83 ページ |
| | 施策② 地域による見守りが必要な方々への配慮 | 83 ページ |
| | 施策③ 環境区民としての責務(適正排出の徹底を目指して) | 83 ページ |
| 第5章 | 計画の推進体制 | 84 ページ |
| 第1節 | 推進体制 | 84 ページ |
| 第2節 | 環境区民の役割と協働のしくみ | 84 ページ |
| 第3節 | 荒川区清掃審議会 | 85 ページ |
| 第4節 | 計画の進行管理 | 85 ページ |

計画の新たな策定について

第1節 計画策定の趣旨

現行計画は、平成12年3月に策定し、その後、社会経済状況の変化等を踏まえ、計画策定から7年経過した平成19年10月に改正を行いました。

改定後においては、基本理念である「荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築」に向け、集団回収の実施町会の拡大や回収品目の充実、ごみ減量のための3R推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んできました。

この改定から5年が経過し、駅周辺市街地再開発に伴う中高層マンションの建設等による人口増加、景気後退の影響による産業活動の低迷など社会情勢が大きく変化するとともに、荒川区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況も集団回収による資源回収の区内ほぼ全域への普及や廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱回収）の本格実施など大きく変化しています。

国においては、平成20年3月に「循環型社会形成推進基本計画」が改定されました。この計画では、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸として、低炭素社会、自然共生社会への取り組みとの統合を推進することとしています。

こうした中で、荒川区のごみの総排出量は、人口増加にもかかわらず減少傾向で推移し、リサイクル率も上昇傾向にあります。1人1日当たりの資源の集団回収量は、7年連続で23区でトップの実績を達成しています。これは、区民や事業者の皆さんがごみの減量や資源の分別、集団回収等に多大な努力をしてきたことの結果であり、誇るべき成果です。

今後、荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築に向けては、更なる施策の展開を図る必要があります。

現行計画は、平成23年度に計画期間が終了しますが、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指し、更なる3Rの推進と適正処理の徹底に向け、荒川区では、一般廃棄物処理基本計画を新たに策定することとしました。

第2節 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的な視点に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

第3節 計画の期間

この計画は、荒川区の長期的な清掃・リサイクル事業の基本指針を定めるもので、計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間で適当と考えます。

なお、計画は5年後に見直すことが必要と考えます。ただし、この期間に、社会・経済情勢の大きな変化があった場合は計画を見直す必要があります。

現状と課題

第1節 現状

- 荒川区では、平成12年度に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクル施策に積極的に取り組み、近年の人口増加にも関わらず、年間総ごみ量は平成22年度実績で平成12年度と比較し5.9%減少し、区民1人1日当たりの総ごみ量は16.7%減少しました。

また、リサイクル率は平成12年度から0.3ポイント上昇し、16.4%となっています。しかし、質の高い循環型社会の形成のためには、更なるごみの減量と資源化を図ることが必要です。

第2節 課題

(1) 更なる3Rの推進

① ごみの発生抑制の促進

更なるごみ減量に向けて、その第一歩として発生抑制が大切です。ごみの減量を進めるためには、区民一人一人がごみとの関わりについて認識を持ち、区民・事業者・区が相互に連携・協力することが求められます。区は、環境学習などを通じて、ごみ減量・リサイクルがエネルギー資源の使用抑制にもつながることを分かりやすく普及啓発していく必要があります。ライフスタイルの多様化やニーズに合った効果的な普及啓発も求められています。

② リサイクルの更なる充実

限りある資源を有効に活用するため、ごみの資源化を更に進めることが必要です。再資源化に関する情報提供や分別についての周知徹底、集団回収への支援を更に取り組んでいく必要があります。また、資源化品目の拡大や民間事業者との連携等、新たなリサイクルに向けた仕組みづくりを検討することも必要です。

(2) 適正処理の徹底

ごみ減量への取組にもかかわらず、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理しなければなりません。環境負荷の少ない効率的な収集・運搬体制で処理していく必要があります。また、区民や事業者の適正排出の徹底を目指して、指導の強化を図るなど、ルール・マナー違反への対応を徹底する必要があります。

第3章 基本理念・基本方針、計画の目標

第1節 基本理念

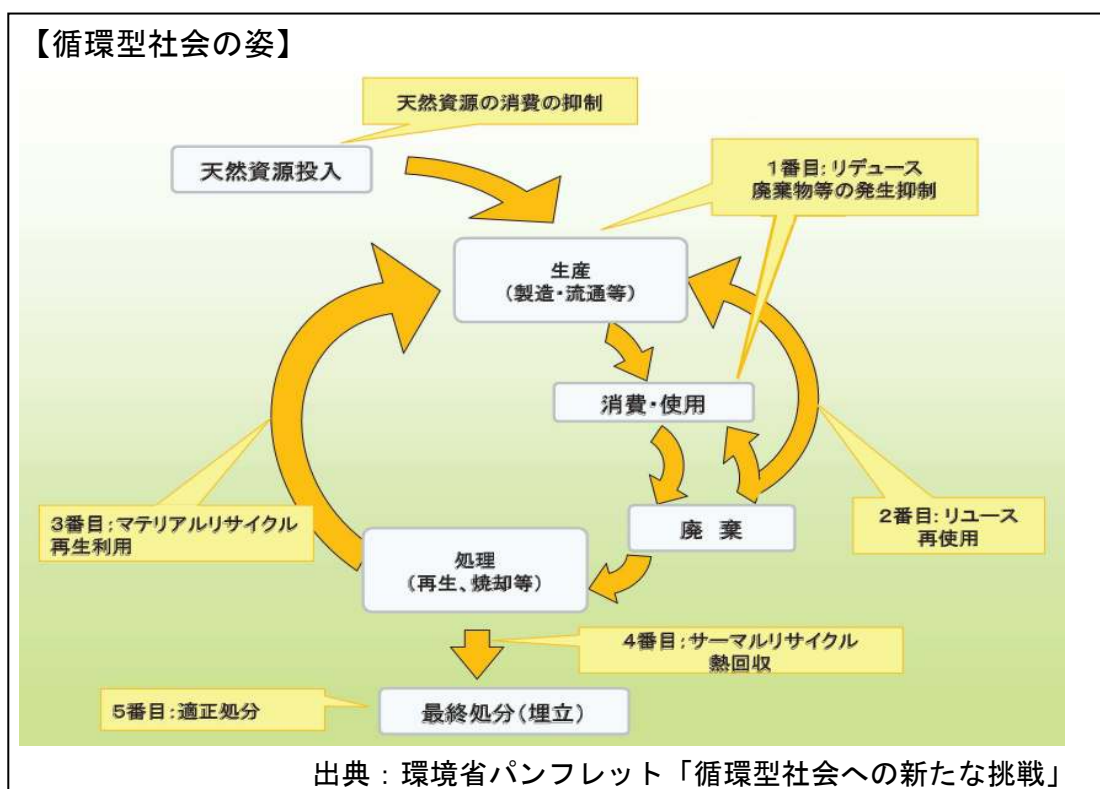
基本理念 環境区民による質の高い循環型社会の構築

2011年3月に発生した東日本大震災は、甚大な被害とともに、私達の生活に多大な影響を及ぼし、これまで当然のごとく供給されてきたエネルギーや資源について、その有限性を意識せざるを得ない状況をもたらしました。

今こそ、「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会に終止符を打つべく、これまでの大量の物であふれ返りがちな生活から脱却し、ごみを減らす環境に配慮した暮らし方や価値観形成を図るべきと考えます。

そのためにも、荒川区の強みである下町の人情あふれるコミュニティを基盤として、環境区民〔※〕が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会の構築を目指すべきと考えます。

- ・〔※〕「環境区民」… 環境基本計画において「まちなつながり」と「大切に
するところ」を併せ持ち、実践する主体である区民・事業者・区（行政）全体を環境を支える区民として位置付け、「環境区民」という総称で表現したものです。



循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。国の循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

第2節 基本方針

基本理念を実現するために、荒川区では次の三つの基本方針をもとに、施策や事業を展開していく必要があります。

基本方針1 環境区民による協働の推進

環境区民がそれぞれの役割を明確にし、環境意識の向上を図り、協働して質の高い循環型社会の構築を目指す必要があります。

基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進

家庭・事業者それぞれが発生抑制に重点を置いた3Rの推進に加え、多様なRの取組によりごみ減量を目指す必要があります。

基本方針3 適正処理の推進

環境に配慮した適正で効率的なごみ処理を目指す必要があります。

第3節 重点施策

基本方針をもとに、施策や事業を展開するにあたり、以下の三点を重点的に実施する必要があります。

- ・リデュース（発生抑制）によるより一層のごみ減量化
- ・分別の徹底
- ・更なるリサイクルの推進

第4節 計画の目標

<目標値の設定>

基本理念の実現に向けて、荒川区では、10年後の平成33年度を見据え、リデュース（発生抑制）、ごみ減量化及びリサイクル推進の具体的な数値目標を設定する必要があります。

(1) リデュース（発生抑制）の目標値

【指標】

1人1日当たりの総排出量（総ごみ量+資源回収量）

〔総排出量（総ごみ量+資源回収量）/人口（年度内4月1日現在）※〕

【達成状況】

平成12年度 1.14kg → 平成22年度 0.96kg (▲0.18kg ・ ▲16.2%)

【目標値】

平成33年度までに、1人1日当たりの総排出量をさらに16.7%削減します。(平成22年度比)

→ 1人1日当たり160gのリデュース（発生抑制）

【参考】目標達成時の平成33年度総排出量は、64,140tです。

(平成33年度の推計総排出量は、74,920tです。)

差 10,780 t

(2) ごみ減量化の目標値

【指標】

1人1日当たりの総ごみ量（資源回収量を除く。）

〔総ごみ量（資源回収量を除く。）/人口（年度内4月1日現在）※〕

【達成状況】

平成12年度 0.96kg → 平成22年度 0.80kg (▲0.16kg ・ ▲16.7%)

【目標値】

平成33年度までに、1人1日当たりの総ごみ量をさらに25%削減します。(平成22年度比)

→ 1人1日当たり200gのごみ減量化

【参考】目標達成時の平成33年度総ごみ量は、48,082tです。

(平成33年度の推計総ごみ量は、62,353tです。)

差 14,271 t

(3) リサイクル推進の目標値

【指標】

リサイクル率

[資源回収量 ÷ (総ごみ量 + 資源回収量) × 100]

【達成状況】

平成12年度 16.1% → 平成22年度 16.4% (+0.3ポイント)

【目標値】

平成33年度までに、リサイクル率を25%にします。

→ 1人1日当たり約44gの更なる資源化

【参考】目標達成時の平成33年度1人1日当たりの資源量は200.0gです。

(平成33年度の1人1日当たりの資源量推計値は156.5gです。)

差 43.5 g

※人口(各年度内4月1日現在)は、平成22年度までは実数値、平成23年度以降は推計値を用いています。

第4章 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

基本方針1 環境区民による協働の推進

質の高い循環型社会の実現、「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換には、区民一人一人や事業者の主体的な取組はもとより、区民・事業者・区の三者が環境区民としての意識をもって、それぞれ相互に連携・協力することが求められます。

また、清掃工場のない区だからこそ、より一層のごみ減量を進める必要があります。

区は、こうしたごみ減量に向けた取組を積極的にアシスト（支援）するとともに、環境区民間における連携体制をコーディネート（計画・調整）する役割を担う必要があります。

【環境区民の主要な役割】

（区 民）

- ・ ごみの発生・排出抑制を意識してライフスタイルを見直し
- ・ 一人一人がごみとの関わりについて理解を深め、ごみの減量化・再資源化に努める

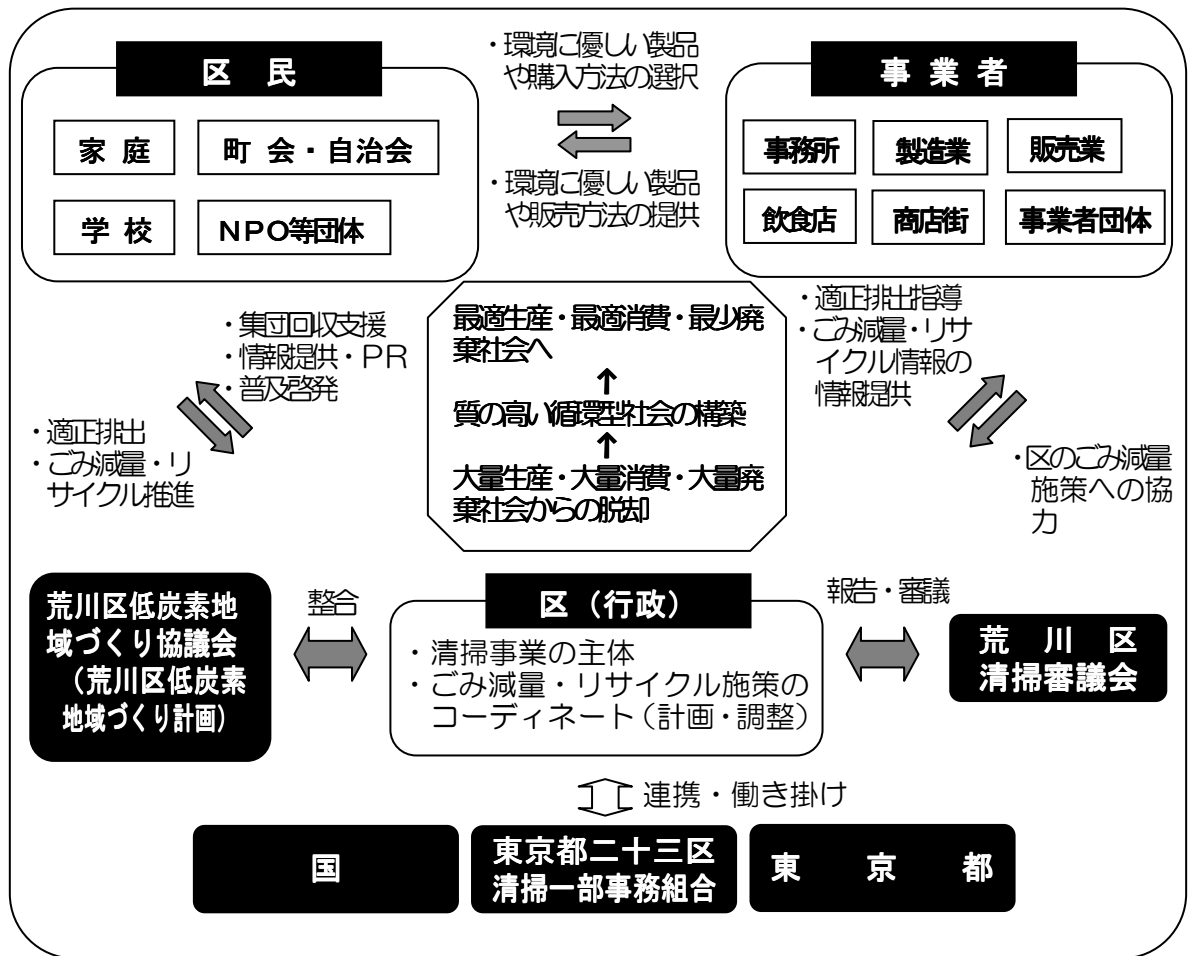
（事業者）

- ・ 排出事業者責任の原則のもとでのごみの適正処理
- ・ 事業活動におけるごみ減量・リサイクルの推進

（区（行政））

- ・ 一般廃棄物処理の統括的責任
- ・ 資源循環型社会の構築に向けたシステムの整備・進行管理
- ・ 区民や事業者へのごみ減量・再資源化の情報発信や指導
- ・ 東京都や東京都二十三区清掃一部事務組合との連携、国・都への制度の見直しなどの働きかけ

【環境区民による連携・協力のイメージ】



施策① きめ細やかな普及啓発

(1) 区民の関心と理解を深める創意工夫

- 普及啓発に当たっては、区民の関心を引き出すことが重要であり、区民が楽しみながら取り組める視点や工夫を凝らした演出なども必要と考えます。
- 整備を計画しているリサイクルセンターにおいては、施設内に見学ルート及び学習室を設置し、循環型社会の構築に向け、ごみ減量・リサイクルなどの環境学習を実施する必要があります。
- 環境区民が一体となって環境問題に取り組む活動拠点であるエコセンターを講演会や各種イベントなどの情報発信の拠点とすることも有効です。
- 環境や清掃・リサイクルに関する情報に特化したインターネットサイトの効果的な運用、環境情報と清掃・リサイクルに関する情報を融合させた情報誌を定期的に発行する等、環境に配慮した生活やライフスタイルの転換につながる情報発信に努める必要があります。

(2) ライフスタイルの多様化・多国籍化等への的確な対応

- 単身世帯や若年ファミリー世帯のライフスタイルやニーズに合った効果的なPRを実施していく必要があります。

また、多国籍化への対応として、外国人に向けた普及啓発として、国籍を問わずに理解できるような対策を進める必要があります。

さらに、転入者に対しては、転入者が荒川区での生活をスタートするに当たり、区の清掃・リサイクルに関する情報が確実に行き渡る取組が必要と考えます。

(3) 事業者への更なる働き掛け

- 区は、区内最大規模の事業者でもあることから、「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」の実施を通して、区民や事業者に対して模範となるごみ減量や3Rの実践による率先行動を進めていく責務があると考えます。
- 事業系一般廃棄物について、更なるごみの減量に向けた取組を強化する必要があります。

約4割を紙ごみが、約3割を生ごみが占めていることから、紙ごみの更なる減量に向けては、再資源化が可能な紙（コピー用紙・新聞・段ボール・雑誌等）の分別に加えて、古紙リサイクルシステムの周知、雑がみの資源化等の情報提供を通して、事業者自らがより一層紙ごみのリサイクルを推進するよう働き掛ける必要があります。

生ごみの減量に向けては、飲食店等の食品を扱う事業者に対して、小盛

メニューの選択を可能にするなどの工夫や生ごみの水切りの実施等による減量化、食品リサイクル法に基づく自主的な取組みなどを働き掛け、食品廃棄物の削減を促進する必要があります。

更に、ごみの減量に向けた事業者の取組に向けては、環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用、容器包装を使わない「量り売り」や「ばら売り」の導入、レジ袋や過剰包装の削減などをより一層働き掛ける必要があります。

○事業用大規模建築物の排出指導

事業系ごみの減量に向けては、事業活動に携わる方々がそれぞれの立場で携わる必要があります。建物所有者（ビルオーナー）、廃棄物管理責任者、テナント・店舗の社員がそれぞれ協働・連携して取り組むことが重要です。そうした趣旨から、区は適正排出及びごみ減量をより一層進めるに当たって、優れた取り組みを行っている事業用大規模建築物の所有者やの廃棄物管理責任者等を区報やホームページ等で紹介あるいは顕彰するなどの検討が必要です。

施策② 分かりやすさに重点をおいた情報発信

荒川区の現状についての「見える化」の推進

○清掃・リサイクルに関する情報

ごみ減量実績や経費削減効果、ごみ組成調査等の清掃・リサイクルに関する情報を分かりやすく情報発信していく必要があります。

例えば、区民一人当たりには換算した清掃・リサイクルにかかる経費や、ごみを減量した場合の経費の節減効果などを試算することにより、ごみの減量が区のごみ処理費用の削減につながるということを啓発する必要があります。

また、東京23区の一般廃棄物の中間処理については「東京二十三区清掃一部事務組合」で共同処理し、その運営にかかる経費は区内で発生したごみ量に応じて各区で分担していますが、荒川区は年間約9億6千5百万円（平成23年度分）をその経費として支出しています。また、この分担金のうち年間約2千8百万円（平成23年度分）は、清掃工場のある区とない区の負担の公平の観点から、清掃工場の無い荒川区として負担しているものです。これらの経費は、区内で発生したごみ量に応じた負担の割合とされていることから、経費の軽減を図るためには、環境区民が一体となってより一層のごみの減量やリサイクルの推進に取り組む必要があることを区は環境区民へ呼び掛ける必要があります。

○東京二十三区清掃一部事務組合の情報

清掃一組の清掃工場で実施している中間処理やサーマルリサイクルに関する情報についても、継続的に発信していく必要があります。

また、荒川区におけるサーマルリサイクルの考え方についても、分かりやすく区民に周知する必要があります。

○最終処分場の現状

23区的一般廃棄物の最終処分場である新海面処分場及び中央防波堤外側埋立処分場は、東京港に残された最後の最終処分場となり、今後新しい最終処分場を設置することは極めて困難とされている大切な場所です。限りある貴重な埋立処分場を一日でも長く使用し、次世代に引き継ぐために、処分場の延命化に向けた更なるごみ減量の必要性を周知していく必要があります。

施策③ 未来につながる環境教育・環境学習

- 区は、「環境先進都市あらかわ」の将来を担う子ども達に向け、小学校などでの環境教育・環境学習の場を通して、最も身近な環境問題としてのごみ問題やリサイクルについて、分かりやすさに重点を置いて知識・情報を提供する責務があると考えます。

その中で、ものを大切にする心を育み、ごみ減量・リサイクルがエネルギー資源の使用抑制にもつながることを具体的に説明する必要があります。こうして、児童・生徒への環境教育・環境学習の充実を図ることで、家庭等への広がりも期待できます。

- 子どもたちを始め、多くの区民がごみ処理やリサイクルの流れを現場で見学するなど、体験をとおして、ごみ減量やリサイクルについて学習できる機会を提供することも効果的と考えます。

質の高い循環型社会を構築するためには、ごみ減量やリサイクルに関する区民の理解と納得をより一層深めていく必要があります。

基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進

循環型社会としての質を高め、ひいては、「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換を図るためには、3R（「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（ごみの再資源化）」）の取組をより一層強化し、できる限りごみを発生・排出させないことを目指すとともに、新たなRも視野に入れながら、Rの充実によるごみ減量を推進していく必要があります。

施策① できる限りごみを発生させない生活への転換

(リデュース(発生抑制)の更なる推進)

○分別の更なる徹底

家庭から出るごみの袋の中に、資源物の混入がみられることから、分別の更なる徹底に取り組むことが必要です。

例えば、平成22年度のごみ排出原単位等実態調査によると、家庭から出たごみの袋の中に紙製の空き箱などのリサイクル可能な紙類が約8%含まれていました。これらをできる限り資源として回収するための普及啓発を強化する必要があります。

○廃プラスチックの発生抑制

区民の最も身近な環境行動の一つとして、毎日の買い物の際に、レジ袋を断ることが挙げられます。区は、レジ袋を受け取らないことを後押しするため、レジ袋の代わりとなるマイバッグを継続使用する区民の割合を高めていく必要があります。

また、容器包装類をできる限り持ち帰らないような買い物を心掛ける必要があります。

○生ごみの発生抑制

燃やすごみの4割以上は生ごみが占めています。生ごみの約80%は水分です。食材を余らせることなく使い切るための買い物や料理等の工夫の紹介や、生ごみの水切りの徹底、「生ごみ処理機等の購入助成事業」による生ごみの減量化の更なる推進など、生ごみの発生抑制に向けた取組を強化する必要があります。

○家庭ごみの有料化の検討

更なるごみの減量に向けた経済的手法の一つとして、家庭ごみの有料化がありますが、本区における導入については、更なる検討が必要です。他自治体の導入事例においては、一定のごみ減量効果や負担の公平化が図られるものの、一方で新たな費用負担が生じたり、不法投棄の危惧もあります。

この経済的手法を区民の納得につなげるためには、その前提として十分なごみ減量化施策を実施することも不可欠であり、導入に際してはごみ有料化を導入しない隣接区への影響を配慮するなど、23区間による調整・連携も必要と考えられます。

さらに、ごみの有料化の導入に当たっては、容器包装の軽量化や簡易包装など事業者による発生抑制に対する動機付けにつながる普及啓発も必要となります。

施策② ものを大切に長く使うことへの価値観の形成

(リユース(再使用)の更なる推進)

(1) リユース（再使用）の更なる推進と新たな取組への検討

リサイクル工房やフリーマーケット、家具リサイクル等の事業を通じて、ものを大切にリユースするよう普及啓発を行う必要があります。

粗大ごみとして排出された家具でまだ使えるものを区民に配布する家具のリサイクル事業を、区民に広く周知しながら引き続き開催するとともに、日常生活用品の修理講座を新たに行うなど、ものを大切に長く使うことへの価値観形成を進めるべきです。

また、ごみ減量につながるリユースの普及に向けた講座の実施などの新たな取組を検討する必要があります。

(2) 新たなR（リペア）の導入

電化製品や家具、自転車、おもちゃなどが壊れたり古くなっても、すぐに捨てたり買い換えるのではなく、区民が修理や部品交換をし、愛着を持って長く使うことを選択するために、こうした「リペア（修理して長く使う）」などの、新たなRの視点について普及啓発していく必要があります。

イベントによる普及啓発や、家電製品や家具等の修理を行っているお店をホームページ等で区民に情報提供するなど、新たなRについての支援を区は強化すべきです。

施策③ できる限りごみを排出しないための仕組みづくり

(リサイクルの更なる推進)

(1) 地域密着型集団回収の更なる充実

荒川区方式による集団回収は、町会が実施主体となり、区民・事業者・区の協働による地域密着型の資源回収であり、ほぼ区内全域で実施されています。

このような荒川区ならではの取組みである集団回収による資源回収を、さらに地域に根付かせ、発展させるために、区としてリサイクルセンターを整備し、資源の集団回収の延長線上にある資源の中間処理を将来にわたって安定的に確保するとともに、リサイクル事業を更に積極的に展開していく必要があります。

また、資源の持去り、ルールやマナー違反などに課題が残されており、これらを区民（町会）や回収事業者などと連携しながら、粘り強く解決していく必要があります。

(2) 事業系一般廃棄物のリサイクルの推進

地域特性や業種ごとの取扱品目を踏まえ、事業系一般廃棄物の新たなリサイクルに向けた仕組みづくりについて、更なる検討を行う必要があります。

す。

(3) 新たな資源回収に向けた検討・推進

ごみの更なる排出抑制や資源の有効活用の観点から、古着など新たな資源回収品目についても、区民の参加しやすい仕組みを費用対効果も含めて検討する必要があります。

また、資源化が可能なレアメタルを含めた金属類の回収について、荒川区独自の先駆的なリサイクルの仕組みを検討するとともに、国で検討している小型家電のリサイクルについても注視していく必要があります。

また、インクカートリッジなどは、事業者等による自主回収が実施されていることから、これら民間事業者による自主回収に関する情報を区が収集し、区民に向けたPRを強化する必要があります。

基本方針3 適正処理の推進

環境区民によるごみ減量への取組がなされた後、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理しなければなりません。同時に、区は、効率性や環境にも配慮するとともに、荒川区の地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進する必要があります。

施策① 効率的で環境にもやさしいごみ収集・運搬体制の推進

- 排出されたごみは、効率的な収集・運搬方法により環境へも配慮の上、処理していく必要があります。

施策② 地域による見守りが必要な方々への配慮

- 地域による見守りが必要な高齢者や障がい者の世帯については、日々のごみ出しなど、特別な配慮が必要なことに引き続き留意すべきです。

施策③ 環境区民としての責務（適正排出の徹底を目指して）

- ルール・マナー違反への対応については、区の特徴を十分に考慮の上で、自己処理責任について指導の強化や現行制度の検証を行う必要があります。
- 不法投棄の根絶に向け、不法投棄への対処も強化する必要があります。
- 取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処理方法の周知を徹底する必要があります。

第5章 計画の推進体制

第1節 推進体制

三つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区（行政）の協働により推進し、基本理念の達成を目指していく必要があります。

第2節 環境区民の役割と協働のしくみ

質の高い循環型社会の実現には、環境区民である区民・事業者・区（行政）の三者がそれぞれ相互に連携し、協働することが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区（行政）のそれぞれが環境区民としての役割を自覚し、実践することが大切です。

（1）区民の役割

区民は、ごみの排出ルール・マナーを守ることはもとより、ごみの発生抑制・リサイクルを意識して、現在の生活態度を見直すことなどにより、ごみの減量化・再資源化に努める必要があります。

荒川区の地域特性を生かして、協働の取組の一つとして「集団回収」がごみ減量の大きな役割を担っています。

区民一人一人が廃棄物との関わりについて理解を深めることにより、積極的に参加していく必要があります。

（2）事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づく適正処理はもとより、事業活動におけるごみの発生抑制やリサイクルの更なる推進など、環境に配慮した事業活動が求められています。

また、ごみの発生は光熱水費と同様、コスト要因であることから、経営の観点からも、ごみ減量に対する意識付けを行っていく必要があります。

（3）区（行政）の役割

区（行政）は区内最大の事業所としての責任を自覚し、全部署が一体となった体制を整備・確保し、「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」を実践していく必要があります。また、区（行政）はコーディネーター（調整役）として、「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換の必要性を呼び掛けるとともに、ごみの発生から処理・処分までの全体調整を行い、資源循環型社会の構築に向けたシステムを整備し、その進行管理を行い、ごみの減量化・再資源化を推進する役割を担っています。

区民へごみの減量化・再資源化に関する情報を効果的に提供し、集団回収への積極的な参加を促し、ごみについての理解を深めていく必要があります。

事業者に対しては、適正処理に向けた指導を行うとともに、分別や減量化への呼び掛けや事業者の創意工夫により実施しているごみ減量に関する取組の情報を収集して環境区民へ発信していく必要があります。

また、環境区民に対して、リサイクルの最終的な姿まで見えるようにするなど、循環がきちんと見えるような情報提供をしていく必要があります。

さらに、国などに対して、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという拡大生産者責任の一層の徹底に向けて、容器包装リサイクル法の見直しなどの制度の改善などについて、制度の改善や財政措置の充実等について継続的に働き掛けていく必要があります。

また、清掃事業の主体として、効率性や環境にも配慮しながらごみの適正処理を行う必要があります。

第3節 荒川区清掃審議会

区民・事業者・区（行政）・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」の中で、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していく必要があります。

区は、審議会で示された基本的な考え方を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を新たに策定するとともに、一般廃棄物処理基本計画を具体的に実行する行動指針として、ごみ減量行動計画（アクションプラン）を区民・事業者に示す必要があります。

第4節 計画の進行管理

目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら、改善を図り、計画的・効果的に実施していく仕組みを確立する必要があります。進捗状況、達成状況について、行政評価にも用いられている計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを適切に運用し、継続的・段階的に改善を図りながら計画を発展的に実施していくことが求められます。

また、区のホームページなどで積極的に情報を公表し、区民・事業者・区（行政）の協働による計画の着実な推進を図っていくことが重要です。

本計画に掲げた各種施策を推進するとともに同時に、平成22年10月に荒川区低炭素地域づくり協議会が策定した「荒川区低炭素地域づくり計画（～環境区民がみんなで行くCO2削減プラン～）」に盛り込んだ、「一般廃棄物処理基本計画に基づく総合的な3Rの推進」の取組についての点検、評価、見直しを行うなど、他の施策との整合性を取っていくことが求められます。

資料5 荒川区清掃審議会 審議経過

| 回 | 開催日 | 主な議題 |
|-----|--------------------|--|
| 第1回 | 平成22年 3月29日(月) | ○ 会長及び副会長選任 ○ 荒川区の清掃事業・リサイクル事業等について |
| 第2回 | 平成22年 7月2日(金) | ○ 諮問 ○ 荒川区の清掃事業を取り巻く状況について ○ 現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画について |
| 第3回 | 平成22年 9月27日(金) | ○ 課題の検討について |
| 第4回 | 平成22年 12月10日(月) | ○ 課題の検討について |
| 第5回 | 平成23年 5月12日(木) | ○ 一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する基本的考え方について(骨子たたき台) |
| 第6回 | 平成23年 7月12日(月) | ○ 中央防波堤埋立処分場等視察 |
| 第7回 | 平成23年 9月20日(火) | ○ 一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する基本的考え方について(中間のまとめ) |
| 第8回 | 平成23年 11月18日(金) | ○ 一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する基本的考え方について(答申案) |
| 第9回 | 平成23年 12月20日(火) | ○ 一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する基本的考え方について(最終答申) |

資料6 荒川区清掃審議会 委員名簿

【委員任期】平成22年3月29日～平成24年3月28日

| 区分 | 氏名 | 所属団体等 (委嘱期間) |
|-----------|--------|---|
| 学識 経験者 | 小豆畑 孝 | 元東京都清掃局長・専修大学付属高等学校理事長 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 崎田 裕子 | ジャーナリスト・環境カウンセラー (22年3月29日～24年3月28日) |
| 区議会議員 | 若林 清子 | 荒川区議会議員 (23年7月11日～24年3月28日) |
| | 並木 一元 | 荒川区議会議員 (23年7月11日～24年3月28日) |
| | 保坂 正仁 | 荒川区議会議員 (22年7月2日～24年3月28日) |
| | 横山 幸次 | 荒川区議会議員 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 瀬野 喜代 | 荒川区議会議員 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 茂木 弘 | 荒川区議会議員 (22年3月29日～22年5月31日) |
| | 斉藤 泰紀 | 荒川区議会議員 (22年3月29日～22年5月31日) |
| | 萩野 勝 | 荒川区議会議員 (22年3月29日～22年5月31日) |
| | 北城 貞治 | 荒川区議会議員 (22年7月2日～23年5月26日) |
| | 鳥飼 秀夫 | 荒川区議会議員 (22年7月2日～23年5月26日) |
| 区民・事業者 | 阿久津 敬子 | 荒川区女性団体の会・尾久母の会会長 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 大久保 信隆 | 荒川区リサイクル事業協同組合理事長 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 小林 正幸 | 東京青年会議所荒川区委員会直前委員長 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 向後 貢 | 荒川区環境清掃推進連絡会会長 (23年9月20日～24年3月28日) |
| | 志賀 信忠 | 荒川区町会連合会会長 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 安田 正義 | 荒川区商店街連合会監事 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 湯田 啓一 | 東京商工会議所荒川支部交通運輸分科会会長 (22年3月29日～24年3月28日) |
| | 栃木 弘 | 荒川区環境清掃推進連絡会会長 (22年3月29日～22年7月15日) |
| | 山田 幸雄 | 荒川区環境清掃推進連絡会会長 (22年9月27日～23年7月15日) |
| 区職員 | 三嶋 重信 | 荒川区副区長 (22年3月29日～24年3月28日) |

平成24年3月発行

登録番号(23)0125

荒川区一般廃棄物処理基本計画

(平成24年度～平成33年度)

**～コミュニティのつながりを生かした荒川区らしい
循環型社会づくりを目指して～**

編集・発行 荒川区環境清掃部清掃リサイクル課



あら坊
(荒川区シンボルキャラクター)